

平成23年 7月12日

投資主各位

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
野村不動産オフィスファンド投資法人  
執行役員 丸 子 祐 一

## 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

本年3月に発生いたしました東日本大震災により被災された投資主の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年7月27日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第13条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

規約第13条第1項及び第2項

（みなし賛成）

第13条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成23年7月28日（木曜日）午後1時00分
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号  
株式会社東京証券取引所2階 東証ホール  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員4名選任の件

以 上

---

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である野村不動産投信株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.nre-of.co.jp>) に掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎議決権の不統一行使をされる場合は、投資主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により本投資法人にご通知ください。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 議案の要領及び変更の理由

##### ①第6条第2項関係

「租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）」に規定される投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件を定める「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含む。）」が改正されたことに伴い、規約と当該法令との字句の統一を図るため、所要の変更を行うものです。

##### ②第26条第8項関係

「租税特別措置法」の改正により、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率軽減に関する要件が改正されたことに伴い、規約と当該法令との字句の統一を図るため、所要の変更を行うものです。

##### ③第27条第3項第5号関係

近年の地球温暖化対策の進展に伴い、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）」に基づく算定割当量その他法律又は条例等に基づく類似の排出権等について、本規約に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合にはこれらを取得することを可能とするため、規定の整備を行うものです。

##### ④上記のほか、必要な条項の整備を行うものです。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条（発行可能投資口数）</p> <p>2. 本投資法人が<u>発行する投資口</u>の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>第26条（投資態度）</p> <p>8. 本投資法人は、特定不動産（不動産、不動産の賃借権、<u>地上権</u>又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>第27条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>3. (新設)</p> <p><u>(5) その他特定の不動産に付随する資産</u>で、当該不動産と併せて取得することが適当なもの</p>	<p>第6条（発行可能投資口数）</p> <p>2. 本投資法人の<u>投資口</u>の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>第26条（投資態度）</p> <p>8. 本投資法人は、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の<u>所有権</u>、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>第27条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>3. <u>(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u></p> <p><u>(6) その他特定の不動産に付随する資産</u>で、当該不動産と併せて取得することが適当なもの</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員丸子祐一は、平成23年8月7日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成23年8月8日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する本投資法人の投資口の口数
まるこゆういち 丸 子 祐 一 (昭和28年9月1日生)	昭和52年4月 野村不動産株式会社入社 平成4年6月 同社 経理部次長 平成9年6月 同社 事業企画部長 平成12年4月 同社 資産運用事業部長 平成13年4月 同社 資産運用カンパニー 企画室長 平成15年1月 野村不動産投信株式会社 取締役 平成15年3月 同社 代表取締役副社長 平成17年7月 野村不動産投資顧問株式会 社 代表取締役社長 平成21年4月 野村不動産株式会社 顧問 平成21年6月 株式会社メガロス 常勤監 査役 (現職) 平成21年8月 本投資法人 執行役員 (現 職)	2口

(注) 上記執行役員候補者は、株式会社メガロスの常勤監査役です。

上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4回投資主総会において選任された補欠執行役員である緒方敦に関する補欠の執行役員の選任に係る決議の効力は、本投資主総会の開始の時までとされています。つきましては、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する本投資法人の投資口の口数
つがけんじ 津賀健司 (昭和42年9月28日生)	平成2年4月 野村不動産株式会社入社 平成8年12月 同社 流通営業部流通企画課 平成13年3月 同社 流通事業本部 平成13年10月 野村不動産アーバンネット株式会社 イースト21支店長 平成16年10月 野村不動産ホールディングス株式会社 総合企画部 平成18年10月 同社 広報IR部 平成23年4月 野村不動産投信株式会社 オフィス運用本部長（現職）	0口

(注) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である野村不動産投信株式会社のオフィス運用本部長の職にある者です。  
その他、補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監督役員4名選任の件

監督役員吉田修平、相川榮徳、一條實昭及び宮直仁の4名は、平成23年8月7日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、任期は、平成23年8月8日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する本投資法人の投資口の口数
1	よし だ しゅう へい 吉田修平 (昭和27年6月19日生)	昭和57年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 昭和61年4月 吉田修平法律事務所 代表弁護士（現職） 平成6年4月 東京家庭裁判所 家事調停委員（現職） 平成10年4月 神奈川大学法学部講師 平成17年4月 神奈川大学法科大学院講師 平成17年8月 本投資法人 監督役員（現職） 平成18年11月 野村不動産レジデンシャル投資法人 監督役員（現職） 平成19年12月 政策研究大学院大学客員教授（現職）	0口
2	あい かわ えい とく 相川榮徳 (昭和20年8月23日生)	昭和43年4月 小田急不動産株式会社入社 昭和49年3月 不動産鑑定士登録 平成14年8月 株式会社フェア・アプレーザーズ 取締役 平成15年8月 同社 相談役 平成17年8月 本投資法人 監督役員（現職） 平成18年11月 株式会社フェア・アプレーザーズ 取締役 平成20年8月 野村不動産レジデンシャル投資法人 監督役員（現職） 平成22年11月 株式会社フェア・アプレーザーズ 相談役（現職）	0口

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する本投資法人の投資口の口数
3	いち じょう さね あき 一 條 實 昭 (昭和20年8月6日生)	昭和48年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 昭和48年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所 昭和55年2月 米国 Whitman & Ransom（現Winston & Strawn）法律事務所勤務 昭和55年11月 アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）復帰 昭和57年1月 同法律事務所 パートナー 弁護士（現職） 平成14年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員（現職） 平成19年8月 本投資法人 監督役員（現職）	0口

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する本投資法人の投資口の口数
4	みや なお ひと 宮 直 仁 (昭和25年1月29日生)	昭和49年4月 中央共同監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 昭和50年9月 公認会計士登録 昭和62年10月 監査法人井上達雄事務所と合併し井上斎藤監査法人 平成3年10月 英和監査法人と合併し井上斎藤英和監査法人 代表社員 平成5年10月 監査法人朝日新和会計社と合併し朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 平成15年7月 同社第5事業部長 東京事務所理事 平成18年7月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）公開本部長 本部理事 平成20年6月 宮直仁公認会計士事務所 所長 平成21年8月 本投資法人 監督役員（現職） 平成22年10月 宮直仁税理士事務所 所長（現職） 平成22年10月 双葉監査法人 代表社員 平成23年3月 双葉監査法人 統括代表社員（現職）	0口

(注) 上記監督役員候補者のうち吉田修平は、野村不動産レジデンシャル投資法人の監督役員、吉田修平法律事務所の代表弁護士です。

上記監督役員候補者のうち相川榮徳は、野村不動産レジデンシャル投資法人の監督役員です。

上記監督役員候補者のうち一條實昭は、野村不動産レジデンシャル投資法人の補欠監督役員、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士です。

上記監督役員候補者のうち宮直仁は、宮直仁税理士事務所の所長、双葉監査法人の統括代表社員です。

上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

上記各監督役員候補者は、現在、いずれも本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第13条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

- 【会 場】 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
株式会社東京証券取引所2階 東証ホール
- 【電 話】 03-3666-0141



### 【交 通】

- |           |      |             |
|-----------|------|-------------|
| 東京メトロ東西線  | 茅場町駅 | (出口11) 徒歩5分 |
| 東京メトロ日比谷線 | 茅場町駅 | (出口7) 徒歩7分  |
| 都営地下鉄浅草線  | 日本橋駅 | (出口D2) 徒歩5分 |

### 【注意事項】

- 東京証券取引所へのご入場は西口よりお願い申し上げます。
- ご入場に当たっては、警備員に議決権行使書用紙をご提示ください。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 節電により会場内の温度設定が高めになることがありますので、投資主の皆様にはなるべく軽装にてお越しくくださいますようお願い申し上げます。